

以下内容で及ばない部分はJOC選手強化NF事業およびJSC競技力向上事業の会計処理手続きなどに準ずる

経理区分		対象経費上限額		提出必須書類
国内旅費	宿泊費	宿泊費	12,000円(上限額)×宿泊日数	・領収書、支払い内訳が分かる書類 ・宿泊者が分かる書類(宿泊者の氏名が記載された宿泊明細など)
	旅行雑費	旅行雑費	《強化スタッフ》@2,000(上限額)×日数 《選手》@1,000(上限額)×日数 * 宿泊先で食事が2食以上つかない場合のみ対象可	
	交通費	鉄道費	居住地最寄駅・会場最寄駅間の経済的な通常の経路及び方法により計算した 1)急行料金(片道50km以上) 2)特急料金(片道60km以上、新幹線は100km以上)の合計額	・搭乗日、経路、価格が分かる書類(領収書、チケットの控え、予約確認表など)
		航空賃	実費(割引適用期間については割引料金)、超過手荷物料金	・搭乗日、経路、航空券価格が分かる書類(領収書、eチケットの控え、搭乗証明書、予約確認表など)
		車賃	《車利用の場合》 車賃; 定額(旅行1kmにつき37円を上限)、道路通行料金、駐車場代 * 交通機関による旅行が困難な場合のみ対象 《タクシー利用の場合》必要その他やむを得ない場合のみ対象	・道路通行料金、駐車料金の領収書 ・移動経路及び移動距離が分かる資料 ・自家用車を利用する理由書 ・タクシーを利用する理由書
海外旅費	渡航費	渡航費	《航空運賃》出発空港・到着空港間のエコノミー往復料金、海外空港税、航空保険料、査証代、査証取得手数料、超過手荷物料金及び発券手数料、国内空港施設利用料	・領収書、支払い内訳が分かる書類
	滞在費	滞在費	20,000円(上限額)×宿泊日数 日当 @5,000(上限額)×日数(機中泊含む) * 宿泊先で食事が2食以上つかない場合のみ対象可	・領収書、支払い内訳が分かる書類 ・宿泊者が分かる書類(宿泊者の氏名が記載された宿泊明細など)
借料及び損料			・競技施設利用料 ・レンタカー(ガソリン代等移動にかかる経費を含む。)	・領収書、支払い内訳が分かる書類 ・領収書、支払い内訳が分かる書類 ・レンタカーを利用する理由書
スポーツ用具費			・飲料(水分補給用) ・競技用具	・領収書、支払い内訳が分かる書類 <事前に内容・目的などを相談が必要>
保険料			・海外旅行保険料 ・傷害保険料	
謝金	JOC強化スタッフ		30,000円(上限額)×実働日数	・従事年月日・時間・内容が分かる報告書 <事前に申請時に対象者の活動内容の申請・承認が必要>
	トレーナー		30,000円(上限額)×実働日数	
	管理栄養士		30,000円(上限額)×実働日数	
	競技用具スタッフ		17,500円(上限額)×実働日数	
	支援スタッフ		10,000円(上限額)×実働日数	

* 補足説明

- ・本個別活動事業は、国内個別活動、海外個別活動、及び海外遠征等の自費派遣選手遠征費の一部もしくは全部充当を想定しております。
- ・旅行代理店を通じた手配は、JTUが手配する海外遠征を除き各個人での手続き対応となります。その際に、メールCCに指定のアドレス(OlympicProjectTeam@jtu.or.jp)を入れてください。
- ・本事業はJSC競技力向上助成にて充てたいしますので、JSC競技力向上事業の手引きに則した経費計上をお願い致します。則さない場合は対象外経費となりますので予めご了承ください。
- ・スポーツ用具費購入のみでの事業申請はできません。また、基本JTUとしての資産となりJTU管理番号やJSCステッカーの貼り付けが義務付けられ、申請後JTUを通して事業実施前までの購入手続きが必要となります。その際、計画段階での金額と差異が生じる場合がありますので、予めご了承ください。
- ・活動の一環としてスポーツ用具費購入を検討する場合は、事業総額の30%以内の金額が上限となります。また、10万円以上の物品購入には各所手続きに時間をするため、少なくとも1か月前までに計画書提出申請の必要があります。
- ・事業実施前に実施するWEB相談会にて申請した費用以外の経費計上は原則認められず、対象外経費となります。追加の経費が見込まれる場合は、必ず事前にご相談ください。